|  |
| --- |
| 年　　月　　日千代田区千代田保健所長　　　　　殿管理者住所氏名　　　　　　　　　　　診療用エックス線装置に関する変更届　下記のとおり、診療用エックス線装置（診療室、従事職員）を変更したので、医療法第15条第３項及び医療法施行規則第29条第１項の規定により届け出ます。記 |
|  | 診療所 | 名称 |  |  |
| 所在地 | 電話番号　　　（　　　）ファクシミリ番号　　　（　　　） |
| 変更した理由 |  |
| 変更年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 変更した事項 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |
|  |